

A B ケイマン・トラスト -
エマージング・ボンド・ファンド（外貨建）

円建一円ヘッジクラス
ケイマン籍オープンエンド契約型公募外国投資信託／追加型

運用報告書
(全体版)

作成対象期間
第 3 期
(2014年10月1日～2015年9月30日)

管理会社
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

代行協会員
アライアンス・バーンスタイン株式会社

受益者の皆様へ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、ABケイマン・トラスト（以下「トラスト」といいます。）のサブ・ファンドであるエマージング・ボンド・ファンド（外貨建）（以下「ファンド」といいます。）は、このたび、第3期の決算を行いました。

ここに、運用状況をご報告申し上げます。

今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願ひ申し上げます。

ファンドの仕組みは、以下の通りです。

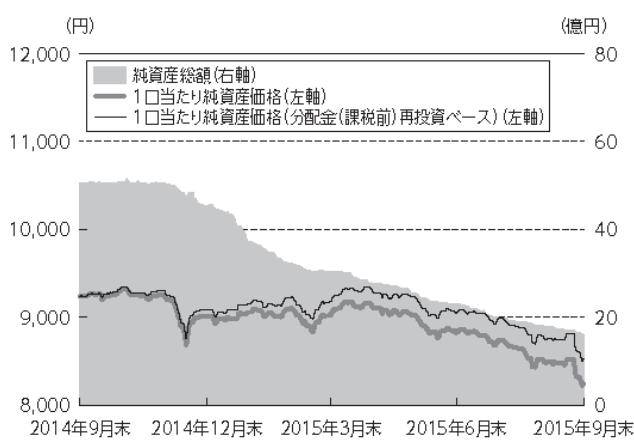
ファンド形態	ケイマン籍オープンエンド契約型公募外国投資信託／追加型	
信託期間	ファンドは、平成34年1月31日に終了する予定です。 ただし、管理会社が、受託会社と協議の上、受益者の利益のためと判断した場合には、事前にファンドを終了させることがあります。	
運用方針	ファンドの目的は、ABケイマン・マスター・トラストーエマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオ（以下「投資対象ファンド」といいます。）に対する投資を通じて米ドル建の新興国の国債、政府保証債、政府機関債および社債等の債券を実質的な主要投資対象とし、値上がり益とインカムゲインからなるトータル・リターンの最大化を追求することです。	
主要投資対象	ファンド	ABケイマン・マスター・トラストーエマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオ
	投資対象ファンド	主に米ドル建のエマージング債券を主要投資対象とします。 ◆通常、資産総額の80%以上をエマージング債券に投資する見込みです。 ◆米ドル以外の通貨建債券への投資割合は、原則として純資産総額の20%以内とします。ただし、米ドル以外の通貨建債券に投資する場合は対米ドルで為替ヘッジをする予定です。 ◆社債への投資割合は、純資産総額の35%以内とします。また、投資対象ファンドは、株式等のエクイティ証券に対する投資を行いません。 ※ただし、投資対象ファンドは、転換社債の行使等により、純資産総額の25%までエクイティ証券を保有することができます。 ◆投資対象ファンドの資産は、投資適格の有価証券だけではなく、非投資適格の有価証券に対しても投資が行われます。非投資適格の有価証券に対しては、純資産総額の50%を超えて投資される場合があります。 ◆新興国における単一国への投資割合は、純資産総額の30%以内とします。
ファンドの運用方法	ファンドは、米ドル建のエマージング債券を実質的な主要投資対象とします。 ◆ファンドは、資産の大部分を投資対象ファンドに投資します。投資対象ファンドは、米ドル建のエマージング債券を主要な投資対象とします。 ◆管理会社は、ファンドの資産総額の80%以上をエマージング債券に投資する見込みです。	
主な投資制限	 ◆投資対象ファンドの総資産の50%以上を金融商品取引法第2条第1項に定義される「有価証券」に投資します。ただし、投資対象ファンドの運用開始直後、大量の買戻請求が予想される場合または管理会社がコントロールすることができないその他の状況が予想される場合を除きます。 ◆単一発行体が発行する債券への投資割合は、純資産総額の10%以下とします。ただし、ソブリン債または準ソブリン債に投資する場合を除きます。 ◆借入残高総額は、純資産総額の10%を超えないものとします。ただし、合併等の特別事態により一時的に当該10%の制限を超える場合はこの限りではありません。	
分配方針	原則、毎月15日（15日がファンド営業日ではない場合には、その翌ファンド営業日）を分配基準日として、分配を宣言します。 分配は、販売取扱会社を通じて投資者に対して、分配基準日（同日を含みます。）から起算して原則として7 국내営業日目以降に支払われます。	

I. 運用の経過等

(1) 当期の運用の経過および今後の運用方針

■ 1口当たり純資産価格等の推移について

<円建一円ヘッジクラス>



第2期末の1口当たり純資産価格 :
9,230円
第3期末の1口当たり純資産価格 :
8,245円 (分配金額 : 300円)
騰落率 :
-7.62%

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

プラス要因

- 保有債券のクーポン収入

マイナス要因

- 保有するエマージング債券の価格下落
- 為替ヘッジ・コスト

(注1) 謄落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しています。以下同じです。

(注2) 1口当たり分配金額は、税引前の1口当たり分配金額を記載しています。以下同じです。

(注3) 1口当たり純資産価格（分配金（課税前）再投資ベース）は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。以下同じです。

(注4) 1口当たり純資産価格（分配金（課税前）再投資ベース）は、第2期末の1口当たり純資産価格を起点として計算しています。

(注5) ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

(注6) ファンドにベンチマークおよび参考指数は設定されていません。

■分配金について

当期（2014年10月1日～2015年9月30日）の1口当たり分配金（税引前）はそれぞれ下表のとおりです。なお、下表の「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」は、当該分配落日における1口当たり分配金額と比較する目的で、便宜上算出しているものです。

<円建一円ヘッジクラス>

(金額：円)

分配落日	1口当たり 純資産価格	1口当たり分配金額 ^(注1) (対1口当たり純資産価格比率 ^(注2))	分配金を含む 1口当たり純資産価格 の変動額 ^(注3)
2014年10月16日	9,199	25 (0.271%)	-103
2014年11月18日	9,200	25 (0.271%)	26
2014年12月16日	8,681	25 (0.287%)	-494
2015年1月16日	8,986	25 (0.277%)	330
2015年2月18日	9,010	25 (0.277%)	49
2015年3月17日	8,837	25 (0.282%)	-148
2015年4月16日	9,142	25 (0.273%)	330
2015年5月18日	9,052	25 (0.275%)	-65
2015年6月16日	8,769	25 (0.284%)	-258
2015年7月16日	8,790	25 (0.284%)	46
2015年8月18日	8,613	25 (0.289%)	-152
2015年9月16日	8,455	25 (0.295%)	-133

(注1) 「1口当たり分配金額」には分配落日における1口当たりの分配金額を記載しています。

(注2) 「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの收益率とは異なる点にご留意ください。

$$\text{対1口当たり純資産価格比率} (\%) = 100 \times a / b$$

a = 当該分配落日における1口当たり分配金額

b = 当該分配落日における1口当たり純資産価格 + 当該分配落日における1口当たり分配金額
以下同じです。

(注3) 「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

$$\text{分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額} = b - c$$

b = 当該分配落日における1口当たり純資産価格 + 当該分配落日における1口当たり分配金額

c = 当該分配落日の直前の分配落日における1口当たり純資産価格

以下同じです。

(注4) 2014年10月16日の直前の分配落日（2014年9月17日）における1口当たり純資産価格は、9,327円でした。

■投資環境について

当期のエマージング債券市場は、2014年12月中旬にかけては、原油価格の下落を受けて産油国を中心と軟調に推移しましたが、その後、原油価格が落ち着くとともに上昇しました。2015年4月以降は、中国経済の減速や原油価格下落に対する懸念、世界的な株価下落などを背景に再び軟調に推移しました。

■ポートフォリオについて

ファンドは主として米ドル建てのエマージング債券を実質的な投資対象とし、値上がり益とインカムゲインからなるトータル・リターンの最大化を追求します。運用にあたっては、当期も引き続き、計量分析とファンダメンタル分析に基づき、魅力的であると判断した銘柄への投資を行いました。

その結果、セクター別では、国債を中心に、政府機関債や社債の銘柄にも投資を行いました。国別では、メキシコ、ブラジル、コロンビア、インドネシア等が上位となりました。

なお、円建一円ヘッジクラスでは、米ドルと円間の為替レートの変動による影響を低減するために、米ドル売り・円買いの為替ヘッジ取引を行いました。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券の主な銘柄については、後記「III. ファンドの経理状況 ③ 投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

世界経済は、2015年は先進国を中心に緩やかな成長が続き、2016年はエマージング経済の減速に歯止めがかかり回復ペースは加速すると見ています。国ごとのファンダメンタルズの差異が大きくなっていること、米国の金融政策正常化に向けての不透明感、中国の景気減速などは、市場の変動性を一時的に高める要因になりうると考えています。しかしながら、エマージング諸国は外貨準備の積み増しや財政の改善などによって、以前に比べ格段に外生的な要因に対する抵抗力が強くなっており、全般的には概して底堅く推移すると見込んでいます。

運用にあたっては、各国の金融政策の方向性や、原油価格の影響がまちまちになっているため、相対価値分析とファンダメンタル分析に基づいた慎重な国別選択により注力しています。状況の変化を注意深く観察しながら対応する方針です。全般には、債券価格の変動性の大きい、格付けの低い国への投資にはより慎重な姿勢を維持しています。

(2) 費用の明細

項目	項目の概要	
管理会社報酬	<管理会社として提供するサービス> 純資産総額の年率0.01% <投資運用会社として提供するサービス> 純資産総額の年率0.19%	ファンド資産の管理運用業務、受益証券の発行業務、ファンドの投資運用業務
受託会社報酬	年間10,000米ドル	ファンドの受託業務
販売会社報酬	純資産総額の年率0.30%	ファンドの受益証券の販売・買戻しの取扱業務
販売管理代行報酬	純資産総額の年率0.95%	販売関連費用の支払い等の販売関連サービス
代行協会員報酬	純資産総額の年率0.05%	受益証券1口当たり純資産価格の公表等 ファンドの代行協会員業務
他の費用（当期）	0.30%	専門家報酬（弁護士費用および会計士費用）、管理事務代行会社報酬等

(注1) 各報酬については、目論見書に定められている料率および金額を記しています。「他の費用（当期）」には、運用状況等により変動するものや実費となるものが含まれます。便宜上、当期の他の費用の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

(注2) 各項目の費用は、投資対象ファンドの費用を含みません。

II. 直近10期の運用実績

(1) 純資産の推移

下記会計年度末および第3会計年度中の各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

	純資産価額	1口当たり純資産価格
	円	円
第1会計年度末 (2013年9月30日)	5,102,164,490	8,986
第2会計年度末 (2014年9月30日)	5,049,562,153	9,230
第3会計年度末 (2015年9月30日)	1,604,971,700	8,245
2014年10月末日	5,088,811,172	9,319
11月末日	5,056,273,793	9,259
12月末日	4,515,603,968	9,003
2015年1月末日	3,720,379,196	9,057
2月末日	3,235,551,335	9,093
3月末日	3,033,604,171	9,031
4月末日	2,763,021,769	9,111
5月末日	2,547,521,303	9,027
6月末日	2,293,094,374	8,824
7月末日	1,982,175,149	8,742
8月末日	1,810,585,913	8,524
9月末日	1,604,971,700	8,245

(2) 分配の推移

下記会計年度および第3会計年度中の各月の分配の推移は、以下のとおりです。

	1 口当たり分配金
	円
第1会計年度 (2013年1月17日～2013年9月30日)	200
第2会計年度 (2013年10月1日～2014年9月30日)	300
第3会計年度 (2014年10月1日～2015年9月30日)	300
2014年10月	25
11月	25
12月	25
2015年1月	25
2月	25
3月	25
4月	25
5月	25
6月	25
7月	25
8月	25
9月	25

(3) 販売及び買戻しの実績

下記会計年度中の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は以下のとおりです。

会計年度	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度 (2013年1月17日～ 2013年9月30日)	609,420 (609,420)	41,650 (41,650)	567,770 (567,770)
第2会計年度 (2013年10月1日～ 2014年9月30日)	650 (650)	21,368 (21,368)	547,052 (547,052)
第3会計年度 (2014年10月1日～ 2015年9月30日)	0 (0)	352,392 (352,392)	194,660 (194,660)

(注1) () 内の数字は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

(注2) 第1会計年度の販売口数は、当初申込期間に販売された販売口数を含みます。

III. ファンドの経理状況

- a. ファンドの直近会計年度の日本文の財務書類は、米国における法令および米国で一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパースケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は米ドル、豪ドルおよび日本円で表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されています。米ドルおよび豪ドルの日本円への換算には、平成28年1月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=120.87円および1豪ドル=85.66円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。したがって、合計数値が一致しない場合があります。

(訳文)
独立監査人の監査報告書

エマージング・ボンド・ファンド（外貨建）の受託会社としての立場に限定したインターラスト・トラスティーズ（ケイマン）リミテッド御中

私どもは、添付のエマージング・ボンド・ファンド（外貨建）（以下「ファンド」という。）（A B ケイマン・トラストのシリーズトラスト）の財務書類、すなわち、2015年9月30日現在の資産負債計算書ならびに同日に終了した会計年度における損益計算書および純資産変動計算書の監査を行った。

財務書類に関するマネジメントの責任

マネジメントは、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して財務書類を作成し適正に表示することについて責任を負っている。これには、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成し適正に表示することに関連した内部統制の整備、運用および維持が含まれる。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの監査に基づいて財務書類について意見を表明することである。私どもは、米国において一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠して監査を行った。当該基準は、財務書類に重要な虚偽表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。不正や誤謬による財務書類の重要な虚偽表示のリスク評価を含む、選択された手続は監査人の判断による。これらのリスク評価を行うにあたり、私どもは、ファンドによる財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制を検討するが、これは状況に応じた適切な監査手続を立案するためであって、ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明することが目的ではない。したがって、私どもは当該事項についての意見表明はしない。監査は、マネジメントが採用した会計方針の適切性およびマネジメントによって行われた重要な会計上の見積りの合理性についての評価も含め全体としての財務書類の表示を検討することを含んでいる。私どもは、私どもの監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと確信している。

意見

私どもは、上記の財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、エマージング・ボンド・ファンド（外貨建）の2015年9月30日現在の財政状態ならびに同日に終了した会計年度における運用成績および純資産の変動をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース
ケイマン諸島
2016年1月4日

注：この監査報告書の訳文は、英語で作成された原文監査報告書を翻訳したものです。情報、見解または意見のあらゆる解釈において、英語版の原文監査報告書がこの訳文に優先します。



Independent Auditor's Report

To Intertrust Trustees (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Emerging Bond Fund (Non JPY Currency)

We have audited the accompanying financial statements of Emerging Bond Fund (Non JPY Currency) (the "Sub-Fund") (a series-trust of AB Cayman Trust), which comprise the statement of assets and liabilities as of September 30, 2015, and the related statements of operations and of changes in net assets for the year then ended.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America; this includes the design, implementation, and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on the financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on our judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal control relevant to the Sub-Fund's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Sub-Fund's internal control. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of Emerging Bond Fund (Non JPY Currency) at September 30, 2015, and the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

A handwritten signature in black ink that reads "PricewaterhouseCoopers". The signature is fluid and cursive, with "Pricewaterhouse" on the top line and "Coopers" on the bottom line.

January 4, 2016

*PricewaterhouseCoopers, 18 Forum Lane, Camana Bay, P.O. Box 258, Grand Cayman, Cayman Islands, KY1- 1104,
T: +1 (345) 949 7000, F: +1 (345) 949 7352, www.pwc.com/ky*

① 貸借対照表

A B ケイマン・トラストーエマージング・ボンド・ファンド（外貨建）

資産負債計算書

2015年9月30日現在

	米ドル	千円
資産		
AB ケイマン・マスター・トラストーエマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオ（以下「投資対象ファンド」という。）への投資（取得原価：63,963,733米ドル（7,731,296千円））	61,674,658	7,454,616
現金	19,308	2,334
投資有価証券売却未収金	4,100,921	495,678
先渡外国為替契約に係る未実現評価益	21,289	2,573
受益証券販売未収金	707	85
その他の資産	23,433	2,832
資産合計	65,840,316	7,958,119
負債		
ヘッジクラス受益証券の先渡外国為替契約に係る決済未払金	3,489,880	421,822
受益証券買戻未払金	612,852	74,075
先渡外国為替契約に係る未実現評価損	373,863	45,189
未払販売報酬	121,704	14,710
未払販売管理代行報酬	11,173	1,350
未払投資運用報酬	10,252	1,239
未払代行協会員報酬	2,698	326
保管会社に対する債務（外国通貨、評価額（取得原価：42米ドル（5千円））	42	5
未払管理会社報酬	540	65
未払費用およびその他の負債	129,158	15,611
負債合計	4,752,162	574,394
純資産	61,088,154	7,383,725

クラス	純資産	受益証券残高	純資産価額		
	(米ドル)	(千円)	(口)	(米ドル)	(円)
豪ドル建—豪ドル	6,213,742	751,055	1,031,440	6.02	728
豪ドル建—ブラジル レアル	3,808,349	460,315	1,025,480	3.71	448
円建—円ヘッジ	13,377,835	1,616,979	194,660	68.72	8,306
米ドル建—ブラジル レアル	26,994,250	3,262,795	7,532,030	3.58	433
米ドル建—米ドル	10,693,978	1,292,581	1,150,080	9.30	1,124

クラス	表示通貨の純資産価額		
	(表示通貨)	(円)	
豪ドル建—豪ドル	豪ドル	8.58	735
豪ドル建—ブラジル レアル	豪ドル	5.29	453
円建—円ヘッジ	日本円	8,245	8,245
米ドル建—ブラジル レアル	米ドル	3.58	433
米ドル建—米ドル	米ドル	9.30	1,124

財務書類に対する注記を参照。

② 損益計算書

ABケイマン・トラストーエマージング・ボンド・ファンド（外貨建）

損益計算書

2015年9月30日に終了した年度

	米ドル	千円
投資収益		
投資対象ファンドからの配当金収入の分配	5,481,928	662,601
	<hr/>	<hr/>
	5,481,928	662,601
費用		
投資運用報酬	206,309	24,937
管理会社報酬	10,858	1,312
販売報酬	527,418	63,749
販売管理代行報酬	265,218	32,057
代行協会員報酬	54,292	6,562
名義書換事務代行報酬	50,044	6,049
専門家報酬	32,119	3,882
管理事務代行報酬	27,500	3,324
受託会社報酬	10,000	1,209
印刷費用	5,206	629
その他の報酬	66,014	7,979
費用合計	<hr/>	<hr/>
	1,254,978	151,689
投資純利益	<hr/>	<hr/>
	4,226,950	510,911
投資ならびに為替取引に係る実現および未実現利益（損失）		
実現純利益（損失）：		
投資対象ファンドへの投資	2,566,135	310,169
為替取引	(28,076,756)	(3,393,637)
未実現評価損益の純変動：		
投資対象ファンドへの投資	(12,306,758)	(1,487,518)
外貨建資産および負債	2,686,025	324,660
投資対象ファンドへの投資および為替取引に係る純損失	<hr/>	<hr/>
運用による純資産の純減少	(35,131,354)	(4,246,327)
	<hr/>	<hr/>
	(30,904,404)	(3,735,415)

財務書類に対する注記を参照。

A B ケイマン・トラストーエマージング・ボンド・ファンド（外貨建）
純資産変動計算書
2015年9月30日に終了した年度

	米ドル	千円
運用による純資産の増加（減少）		
投資純利益	4,226,950	510,911
投資対象ファンドへの投資および為替取引に係る実現純損失	(25,510,621)	(3,083,469)
投資対象ファンドへの投資ならびに外貨建資産および負債の未実現評価損益の純変動	(9,620,733)	(1,162,858)
運用による純資産の純減少	(30,904,404)	(3,735,415)
受益者への分配金		
豪ドル建—豪ドルクラス	(811,488)	(98,085)
豪ドル建—ブラジルレアルクラス	(696,394)	(84,173)
円建—円ヘッジクラス	(935,527)	(113,077)
米ドル建—ブラジルレアルクラス	(6,743,671)	(815,108)
米ドル建—米ドルクラス	(725,015)	(87,633)
受益者への分配金合計	(9,912,095)	(1,198,075)
受益証券取引		
発行	1,304,360	157,658
買戻	(59,280,648)	(7,165,252)
受益証券取引合計	(57,976,288)	(7,007,594)
減少合計	(98,792,787)	(11,941,084)
純資産		
期首	159,880,941	19,324,809
期末	61,088,154	7,383,725

財務書類に対する注記を参照。

A B ケイマン・トラストーエマージング・ボンド・ファンド（外貨建）
財務書類に対する注記
2015年9月30日現在

1. 組織

A B ケイマン・トラスト（以下「トラスト」という。）は、ケイマン諸島の信託法（2013年改訂）に基づき、2010年11月1日に設立されたオープン・エンド型の免税アンブレラ・ユニット・トラスト（2013年5月10日付補遺信託証書による修正に基づく）であり、2011年1月31日に運用を開始した。トラストは、シリーズ・トラストとして、現在3つのポートフォリオである、エマージング・ボンド・ファンド（外貨建）、グローバル・ハイ・インカム・エクイティ・ファンド（外貨建）および日興A B グローバル金融機関ハイブリッド証券ファンドを運用している。当報告書は、エマージング・ボンド・ファンド（外貨建）（以下「ファンド」という。）のみに関連している。ファンドの登録事務所は、インターラスト・トラスティーズ（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）気付となる、ケイマン諸島、KY1-9005、グランドケイマン、エルジン・アベニュー190に所在する。

ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2013年改訂）に基づく投資信託として登録されており、ケイマン諸島金融庁の規制に従っている。

現在、ファンドは5クラスの受益証券の発行が可能である（注記3）。

一豪ドル建—豪ドルクラス受益証券

一豪ドル建—ブラジルレアルクラス受益証券

一米ドル建—ブラジルレアルクラス受益証券

一米ドル建—米ドルクラス受益証券

一円建—円ヘッジクラス受益証券

募集されている受益証券の各通貨は、表示通貨（以下「表示通貨」という。）として認知されている。豪ドル建—豪ドルクラス受益証券および豪ドル建—ブラジルレアルクラス受益証券の表示通貨は、豪ドルである。円建—円ヘッジクラス受益証券の表示通貨は、日本円である。米ドル建—ブラジルレアルクラス受益証券および米ドル建—米ドルクラス受益証券の表示通貨は、米ドルである。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーは管理会社／投資運用会社（以下「管理会社／投資運用会社」という。）として従事する。

ファンドは、実質的に資産のすべてを、投資運用会社の関連ファンドであるA B ケイマン・マスター・トラストーエマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオ（以下「投資対象ファンド」という。）に投資する。ファンドは、投資対象ファンドの米ドルクラス受益証券を通じて投資対象ファンドに投資する。ファンドの投資目的は（投資対象ファンドに対する投資を通じて）、主に米ドル建ての新興国市場において異なる通貨で発行される債券に投資することにより、値上がり益およびインカムゲインからなるトータル・リターンの最大化を追求することにある。ファンドが投資目的を達成することまたは投資リターンを得ることは保証されていない。

管理会社／投資運用会社が受託会社と協議の上、ファンドを事前に終了させることが受益者の利益のためと判断する場合を除き、ファンドは2018年1月31日に終了する。

2. 重要な会計方針の要約

作成基準

本財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国G A A P」という。）に準拠して作成され、米ドルで表示される。本ファンドは米国G A A Pに基づく投資会社であり、投資会社に適用される会計および報告指針に従っている。

投資の評価

ファンドは、米ドル建クラスの受益証券1口当たり純資産価格に基づいた公正価値で投資対象ファンドへの投資を計上する。2015年9月30日現在、ファンドは投資対象ファンドの米ドル建クラスの発行済受益権総数を保有していた。

先渡外国為替契約

先渡外国為替契約は、契約締結日における先渡外国為替レートと期末日におけるその先物レートとの差額で評価される。

現金および現金同等物

ファンドは、当初満期日まで90日未満のすべての流動性の高い投資を現金同等物としてみなしている。

外貨

外貨建投資有価証券ならびにその他の資産および負債は、評価日現在の米ドルの金額に換算される。外貨建投資有価証券の売買ならびに収益および費用は、各取引日の米ドルの金額に換算される。

ファンドは、投資に係る外国為替レートの変動による運用結果の部分を、保有証券の市場価格の変動による変動と区分していない。かかる変動は、損益計算書の投資に係る実現純利益（損失）および未実現評価損益の純変動に含まれる。

外貨に係る実現純損益の計上額は、外貨の売り、証券取引にかかる取引日と決済日との間の実現為替差損益およびファンドの帳簿に計上された配当金および利息の金額と実際に受領されたまたは支払われた米ドル同等額との差額である。外貨に係る未実現純損益の計上額は、為替レートの変動による投資有価証券および期末日の空売り証券の公正価値の変動以外の資産および負債の公正価値の変動から生じる。

収益認識

証券取引は取引日基準で計上される。受取および支払配当金は配当落日に認識され、受取および支払利息は発生主義で認識される。投資取引に係る実現損益は先入先出法で決定される。投資に係る実現可能と見込まれるディスカウントおよびプレミアムは、実効金利法を用いて各投資の残存期間にわたり償却される。損益計算書に反映される収益および費用には、投資対象ファンドが稼得した収益または発生した費用の金額は含まれていない。投資対象ファンドによる未分配部分の金額は、ファンドの投資対象ファンドへの投資の評価額に含まれている。

収益および費用の配分

ファンドは、計算期間の始めに適用されるクラスまたはシリーズの1口当たり純資産価格に基づき、各クラスおよびシリーズへ収益および費用（販売報酬および販売管理代行報酬は除く）を比例

配分する。注記4に記載のとおり、販売報酬および販売管理代行報酬は計算され各シリーズに課される。注記5に記載のとおり、各クラスの指定通貨に対する特定のヘッジクラス受益証券を通じて認識された損益は、各クラスへと配分される。

所得税

米国G A A Pの所得税等の不確実性に関する会計処理の要件に従って、マネジメントは、該当する税務期間のファンドの税務ポジションを分析し、ファンドの財務書類において所得税引当金が不要であるとの結論に達した。

ファンドは、ケイマン諸島政府の現行税法に基づき、税金が課されていないが、投資対象ファンドは、投資している国々により課税の対象となる可能性がある。かかる税金は、通常、稼得した収益および／または本国に送金されたキャピタルゲインに基づいている。税金は、稼得した投資純利益、実現純利益および未実現純利益（損失）について課され、未払計上される。

見積りの使用

米国G A A Pに準拠した財務書類の作成では、マネジメントに、財務書類の日付における資産および負債の計上額ならびに偶発資産および負債の開示（該当があれば）、ならびに報告年度における収益および費用の計上額に影響を与える見積りおよび仮定を要求している。実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性があり、その差額は重大なものとなりうる。

補償および保証

ファンドは、通常の業務において、補償または保証を含む契約や合意書を締結している。ファンドに対するこれらの条項の実行をもたらす将来の事象が起こるかもしれない。これらの契約に基づくファンドの最大エクスポートナーは、未だ発生していない将来の事象を含むため不明である。

3. 受益証券取引

受益証券の説明

発行を認められる受益証券の口数に制限はなく、無額面となる。各受益証券は、ファンドの無分割受益権を表しており、その結果、ファンドの終了時に受益者に対して支払われる金額は、当該クラスのすべての受益証券残高で除された関連する受益証券クラスに帰属する純資産価額における受益者の持分と等しくなる。クラスのすべての受益証券は、発行の際、買戻しおよび分配に関して同等の権利を付与する。各受益証券は、1受益証券当たり1議決権を含み、その他の各受益証券と同等の権利および権限を有する。

ファンドは、特定の投資家のクラスの要求に応えるため、または市場慣行や一部の管轄における規制に従うために、異なる報酬体系や発行要件を持つ様々なクラスの受益証券を受益者の同意なしで、現在において募集または将来において募集することができる。

管理会社／投資運用会社はその裁量において隨時、特定の国または地域に居住または定着している投資家に対する受益証券発行を、一時的に中止したり、無期限に停止したり、または制限したりすることができる。管理会社／投資運用会社は、受益者全体および各ファンドの保護に必要な場合には、特定の投資家による受益証券の取得を禁じることもできる。

受益証券の当初発行

受益証券は、当初、豪ドル建—豪ドルクラス受益証券および豪ドル建—ブラジルレアルクラス受益証券は1口当たり10豪ドル、米ドル建—ブラジルレアルクラス受益証券および米ドル建—米ドル

クラス受益証券は1口当たり10米ドル、ならびに円建一円ヘッジクラス受益証券は1口当たり10,000円で募集された。豪ドル建—豪ドルクラス受益証券、豪ドル建—ブラジルレアルクラス受益証券、米ドル建—ブラジルレアルクラス受益証券および米ドル建—米ドルクラス受益証券の最低当初投資額および最低追加投資額は、それぞれ100口および10口である。円建一円ヘッジクラス受益証券の最低当初投資額および最低追加投資額は、それぞれ1口である。

受益証券の継続発行

受益証券は、各ファンド取引日において、それぞれの受益証券1口当たり純資産価格（適用される販売手数料が加算される）で表示通貨により購入することができる。ファンド取引日とは、各ファンド営業日（ニューヨークにおける各銀行営業日および日本における各銀行営業日、および／または管理会社／投資運用会社（または管理会社／投資運用会社により指定されたエンティティ）が決定するその他の日。以下「ファンド営業日」という。）をいう。）

受益証券の買戻し

受益者は、ファンドの管理事務代行会社に対して、ファックスまたは郵便により取消不能である買戻注文を送付することにより、各ファンド取引日に、受益証券の買戻しをすることができる。

円建一円ヘッジクラス受益証券に関しては、受益証券が発行された日から一定期間以内に買戻された受益証券の買戻代金に、条件付後払申込手数料（以下「C D S C」という。）が課されることがある。C D S Cは、買戻される受益証券の現時点での純資産価額に基づき、円貨により計算される。分配金またはキャピタルゲイン分配の再投資により発行される受益証券にはC D S Cは課されない。買戻代金にC D S Cが適用されるか否かを決定するにあたり、C D S Cは、投資家による円建一円ヘッジクラス受益証券の買戻請求につき、保有期間がより長い受益証券から買戻すものとみなされることを考慮して、最も低い料率で課されることとなるように計算される。C D S Cは、投資家により買戻代金からアライアンス・バーンスタイン・ホールディングス（ケイマン）リミテッド（以下「販売管理代行会社」という。）に支払われる。2015年9月30日に終了した年度において、円建一円ヘッジクラス受益証券は599,469米ドルのC D S C手数料を支払った。

管理会社／投資運用会社は、各ファンド取引日について、受益証券の買戻しが通常の状況下で買戻請求を行う受益者に対して同日に速やかに実行されるように、適切な流動性が各クラスに関して維持されることを確保するよう努めている。ただし、管理会社／投資運用会社は、ファンドが各ファンド取引日において、同日におけるファンドの発行済受益証券の10%超の買戻請求を受領した場合には、受益証券の買戻しを制限することができる。かかる場合には、ファンドの受益証券を比例按分ベースで償還させることができる。管理会社／投資運用会社による当該権限の行使により実施されなかった買戻請求の一部は、当初請求の全部が充足されるまで、（管理会社／投資運用会社が同様の権限を有するのに関連して）翌ファンド取引日およびその後のすべてのファンド取引日に関して行われた請求として取り扱われる。さらに、特定の状況において、受託会社は、管理会社／投資運用会社と協議の上、受益者の受益証券を償還する権利を停止することができる。

分配金

管理会社／投資運用会社は、各月15日（以下「分配基準日」という。）に受益者に対して、毎月分配を宣言する予定である。管理会社／投資運用会社は、ファンドの(1) 受益証券の各クラスに帰属する投資純利益、および(2) 通貨の運用に帰属する特定の受益証券クラスのリターン部分について、すべてまたは実質的にすべての額を、毎月分配することを宣言し、支払いすることを予定している。

また管理会社／投資運用会社は、関連する受益証券のクラスに帰属する実現および未実現利益、および／または分配可能な元本から分配対象の範囲とするか否か、する場合にはその範囲について決定することができる。

2015年9月30日に終了した年度における受益証券取引は、以下のとおりである。

	受益証券（口）	金額（米ドル）
	2015年9月30日に 終了した年度	2015年9月30日に 終了した年度
豪ドル建一豪ドルクラス		
受益証券販売	82,020	682,929
受益証券買戻	(220,320)	(1,628,985)
純減少	(138,300)	(946,056)
豪ドル建一ブラジルレアルクラス		
受益証券販売	15,510	88,134
受益証券買戻	(364,950)	(1,896,765)
純減少	(349,440)	(1,808,631)
円建一円ヘッジクラス		
受益証券買戻	(352,392)	(26,299,376)
純減少	(352,392)	(26,299,376)
米ドル建一ブラジルレアルクラス		
受益証券販売	83,280	431,399
受益証券買戻	(4,003,860)	(20,766,956)
純減少	(3,920,580)	(20,335,557)
米ドル建一米ドルクラス		
受益証券販売	10,120	101,898
受益証券買戻	(853,970)	(8,688,566)
純減少	(843,850)	(8,586,668)
受益証券取引合計額		(57,976,288)

管理会社／投資運用会社は、株式会社みずほ銀行（訳注）を日本における販売会社（当該任務において、以下「販売会社」という。）として任命した。2015年9月30日現在、1投資家がファンドの純資産の100%を単独で保有していた。販売会社、販売管理代行会社および／またはファンドの重大な保有割合を有する投資家による取引は、他の投資家に影響を与えることがある。

（訳注） ファンドの財務書類の原文には「株式会社みずほ銀行（Mizuho Bank, Ltd.）」と記載されておりますが、円建一円ヘッジクラスについては、正しくは「東海東京証券株式会社（Tokai Tokyo Securities Co., Ltd.）」です。

4. 報酬および費用

受託会社報酬

受託会社は、ファンドの受益証券の発行入金から支払われる年間10,000米ドルの報酬を受領する権利を有する。受託会社はまた、ファンドのために受託会社が支払った臨時の受託会社のサービスに対する報酬および直接の立替費用をファンドの資産から受領する権利を有する。

2015年9月30日に終了した年度において、ファンドでは10,000米ドルの受託会社報酬が発生し、2015年9月30日現在において未払いのものはなかった。

管理会社／投資運用会社報酬

管理会社／投資運用会社は、ファンドの管理会社として提供するサービス（以下「管理会社報酬」という。）に関して、ファンドの資産から各月の各ファンド営業日におけるファンドの平均純資産価額の年率0.01%に相当する報酬の支払いを受ける権利を有する。

管理会社／投資運用会社は、ファンドの投資運用会社として提供するサービス（以下「投資運用報酬」という。）に関して、ファンドの資産から各月の各ファンド営業日におけるファンドの平均純資産価額の年率0.19%に相当する報酬の支払いを受ける権利を有する。

管理会社／投資運用会社はまた、ファンドの資産からファンドのために管理会社／投資運用会社が支払った立替費用および支出の支払いを受ける権利を有する。

2015年9月30日に終了した年度において、ファンドでは206,309米ドルの投資運用報酬および10,858米ドルの管理会社報酬が発生し、2015年9月30日現在において、うちそれぞれ10,252米ドルおよび540米ドルが未払いであり、資産負債計算書の未払投資運用報酬および未払管理会社報酬に計上されている。さらに、ファンドでは投資対象ファンドへの投資を通じて、826,909米ドルの投資運用報酬が発生した。

管理事務代行会社および名義書換事務代行会社報酬

受託会社は、ファンドの管理事務代行会社および名義書換事務代行会社（以下「管理事務代行会社および名義書換事務代行会社」という。）として活動するためにブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーと管理事務代行契約を締結した。管理事務代行会社および名義書換事務代行会社は、ファンドに関して提供するファンドの会計・管理事務サービスについて、ファンドの資産から関連する月末から30暦日以内に毎月米ドルにより後払いされる報酬の支払いを受ける権利を有する。ファンドの会計・管理事務サービスに関する報酬は15,000米ドルおよびその他取引手数料である。名義書換事務代行サービスに関する報酬は年間10,000米ドルに追加して受益証券のクラスごとに1,000米ドルおよびその他取引手数料が課される。2015年9月30日に終了した年度において、ファンドでは27,500米ドルの管理事務代行報酬および50,044米ドルの名義書換事務代行報酬が発生し、2015年9月30日現在において、うちそれぞれ6,867米ドルおよび11,175米ドルが未払いであり、資産負債計算書の未払費用およびその他の負債に計上されている。さらに、ファンドでは投資対象ファンドへの投資を通じて、75,381米ドルの管理事務代行報酬および31,821米ドルの名義書換事務代行報酬がそれぞれ発生した。

代行協会員報酬

管理会社／投資運用会社は、アライアンス・バーンスタイン（ルクセンブルグ）エス・エイ・アール・エルの東京支店を日本における代行協会員として任命した。代行協会員は、ファンドの代行協会員として提供するサービス（以下「代行協会員報酬」という。）に関して、ファンドの資産

から各月の各ファンド営業日におけるファンドの平均純資産価額の年率0.05%に相当する報酬の支払いを受ける権利を有する。

2015年9月30日に終了した年度において、ファンドでは54,292米ドルの代行協会員報酬が発生し、2015年9月30日現在において、うち2,698米ドルが未払いであり、資産負債計算書の未払代行協会員報酬に計上されている。

販売会社報酬

販売会社は、ファンドの販売会社として提供するサービス（以下「販売報酬」という。）について、ファンドの資産から各月の各ファンド営業日における豪ドル建—豪ドルクラス、豪ドル建—ブラジルレアルクラス、米ドル建—ブラジルレアルクラスおよび米ドル建—米ドルクラスの平均純資産価額の年率0.55%、ならびに円建—円ヘッジクラスの平均純資産価額の年率0.30%に相当する報酬の支払いを受ける権利を有する。その他の販売会社が将来的に任命される可能性がある。

2015年9月30日に終了した年度において、ファンドでは527,418米ドルの販売報酬が発生し、2015年9月30日現在において、うち121,704米ドルが未払いであり、資産負債計算書の未払販売報酬に計上されている。

販売管理代行報酬

販売管理代行会社は、ファンドの販売管理代行会社として提供するサービス（以下「販売管理代行報酬」という。）について、各月の各ファンド営業日における円建—円ヘッジクラスの平均純資産価額の年率0.95%に相当する報酬を、ファンドの資産から支払いを受ける権利を有する。

2015年9月30日に終了した年度において、ファンドでは265,218米ドルの販売管理代行報酬が発生し、2015年9月30日現在において、うち11,173米ドルが未払いであり、資産負債計算書の未払販売管理代行報酬に計上されている。

5. デリバティブ金融商品

ファンドは、収益を稼得しリターンを向上させること、当該ポートフォリオおよび受益証券クラスのリスク・プロファイルをヘッジまたは調整すること、より伝統的な直接投資を代用すること、または他のアクセス不能な市場に対するエクスポートナーを得ることを目的として、デリバティブを活用している。

ファンドは、オフバランスシート・リスクを表す可能性があるデリバティブ契約を締結している。オフバランスシート・リスクは、特定の投資に係る最大の潜在的損失が、資産負債計算書に反映されたかかる投資の評価より大きい場合に存在する。

一部のデリバティブ契約は、取引相手方に対して負うあらゆる純債務に対する遅延損害金の支払い原因になりうる事象である、ファンドの純資産が規定水準まで下落すること、または、ファンドが当該契約におけるその他信用リスクに関する制限条項の充足に違反することに対して、店頭取引デリバティブの取引相手方に担保の要求や期限前にデリバティブ契約を終了することを認めている。

ファンドが活用する主要なデリバティブ取引の種類および手法は以下のとおりである。

先渡外国為替契約

2015年9月30日に終了した年度において、ファンドは、米ドルに対する各受益証券クラスの指定通貨のエクスポートナーをヘッジするために、以下のとおり先渡外国為替契約を締結した。

- ・豪ドル建—豪ドルクラス：豪ドル建—豪ドルクラスに帰属する純資産価額（未実現の為替差損

益は除く。) の米ドルエクスポージャーにつき、可能な限りほぼその全額に相当する豪ドルの金額で、米ドルに対する豪ドルの先渡外国為替契約の買いを行う。

- ・豪ドル建—ブラジルレアルクラス：豪ドル建—ブラジルレアルクラスに帰属する純資産価額（未実現の為替差損益は除く。) の米ドルエクスポージャーにつき、可能な限りほぼその全額に相当するブラジルレアルの金額で、米ドルに対するブラジルレアルの先渡外国為替契約の買いを行う。
- ・円建—円ヘッジクラス：円建—円ヘッジクラスに帰属する純資産価額の米ドルエクスポージャーにつき、可能な限りほぼその全額に相当する日本円の金額で、米ドルに対する日本円の先渡外国為替契約の買いを行う。
- ・米ドル建—ブラジルレアルクラス：米ドル建—ブラジルレアルクラスに帰属する純資産価額（未実現の為替差損益は除く。) の米ドルエクスポージャーにつき、可能な限りほぼその全額に相当するブラジルレアルの金額で、米ドルに対するブラジルレアルの先渡外国為替契約の買いを行う。
- ・米ドル建—米ドルクラス：先渡外国為替契約は行わない。

先渡外国為替契約は、外貨を将来の日付に合意価格で売買する義務である。

未決済の先渡外国為替契約の評価額の変動は、資産負債計算書の先渡外国為替契約に係る未実現評価損益ならびに損益計算書の外貨建資産および負債に係る未実現評価損の純変動として計上される。当初契約と契約終了時の差額から生じる損益は、損益計算書の為替取引に係る実現純損益に含まれる。

リスクは、取引相手方が契約条件を満たすことができない可能性や、米ドルに対する外貨の評価額の予想しない動きから生じることがある。額面または契約金額は、米ドル建で特定の通貨契約においてファンドが有するエクスポージャーの合計を反映している。

2015年9月30日現在、ファンドの未決済の先渡外国為替契約は以下のとおりである。

先渡外国為替契約

	純資産比率 (%)	未実現評価益／(損) (米ドル)
複数の評価益契約	0.03	21,289
複数の評価損契約	(0.61)	(373,863)
先渡外国為替契約合計	(0.58)	(352,574)

ファンドは通常、特に、取引相手に対する信用リスクを軽減する目的で、デリバティブ契約の取引相手と国際スワップ・デリバティブ協会のマスター・アグリーメント（以下「ISDAマスター・アグリーメント」という。）または類似のマスター・アグリーメント（以下、総称して「マスター・アグリーメント」という。）を締結している。ISDAマスター・アグリーメントには、一般的な債務、表明、担保ならびに債務不履行または終了事由に関する規定が含まれている。ISDAマスター・アグリーメントに基づき、ファンドは通常、債務不履行または終了事由が生じた場合に、取引相手との間で特定のデリバティブ金融商品の債務および／または債権を、保有する担保および／または差し入れた担保と相殺して、純額で一括清算（クローズアウト・ネットティング）することができる。

様々なマスター・アグリーメントが取引相手との特定の取引条項を規定しており、これには、取引所で取引されるデリバティブ取引、レポおよびリバース・レポ取引および特定の有価証券貸付取引などの取引が含まれる。これらのマスター・アグリーメントは、一般的に、信用保護のメカニズ

ムを特定し、標準化を提供して法律上の確実性を高めることで、かかる取引に伴うカウンターパート・リスクを軽減することを目的としている。マスター・アグリーメントに基づくクロス・ターミネーション条項は、一般的に、ファンドと取引相手との間のある取引に関する債務不履行があった場合に、不履行を起こしていない当事者に、不履行当事者と締結している他のすべての取引を終了して不履行当事者に対する債務／債権を純額で一括清算する権利を与えることを規定するものである。マスター・アグリーメントの取引相手による債務不履行が生じた場合、ファンドの純負債を上回る市場価値を有する不履行当事者が保有する担保の回収が遅れる、もしくは拒否される可能性がある。

ファンドのマスター・アグリーメントには、ファンドの純資産が一定の水準以下に下落した場合（純資産に係る偶発特性）にデリバティブ取引を早期終了する規定が含まれていることがある。これらの水準を割り込んだ場合、ファンドの取引相手は、かかる取引を終了し、ファンドに対して、その終了した取引に関する清算額の支払いまたは受領を要求する権利を有する。追加の詳細については、下表の取引相手別のネットティング契約を参照のこと。

2015年9月30日現在、デリバティブの種類別に分類したファンドのデリバティブ残高は以下のとおりである。

デリバティブの種類	デリバティブ資産		デリバティブ負債	
	資産負債計算書上の勘定科目	公正価値(米ドル)	資産負債計算書上の勘定科目	公正価値(米ドル)
外国為替契約	先渡外国為替契約に係る未実現評価益	21,289	先渡外国為替契約に係る未実現評価損	373,863
合計		21,289		373,863

2015年9月30日に終了した年度における損益計算書上のデリバティブ商品の影響は以下のとおりである。

デリバティブの種類	デリバティブに係る利益(損失)の勘定科目	デリバティブに係る未実現評価益(損)における変動(米ドル)	
		実現利益(損失)	(米ドル)
外国為替契約	為替取引に係る実現純利益(損失)；外貨建資産および負債の未実現評価損益の純変動	(28,103,136)	2,686,013
合計		(28,103,136)	2,686,013

さらに、2015年9月30日に終了した年度において、ファンドは豪ドル建—豪ドルクラス、豪ドル建—ブラジルリアルクラスおよび円建—円ヘッジクラスの通貨エクスポージャーを管理する目的で対米ドルの先渡外国為替契約を締結した。元本金額は、豪ドル建—豪ドルクラス、豪ドル建—ブラジルリアルクラスおよび円建—円ヘッジクラスに帰属する純資産価額に近似しており、当該契約による成果は、豪ドル建—豪ドルクラス、豪ドル建—ブラジルリアルクラスおよび円建—円ヘッジクラスにそれぞれ配分されている。

財務報告目的上、ファンドは、ネットティング契約の対象であるデリバティブ資産とデリバティブ負債を資産負債計算書上で相殺していない。

期末日現在に保有するすべてのデリバティブは、ネットティング契約の対象であった。以下の表は、マスター・アグリーメント（以下「MA」という。）に基づいて相殺可能な金額を控除し、さらにファンドが受領した／差し入れた関連する担保を控除した、2015年9月30日現在のファンドの取引相手別のデリバティブ資産および負債を表示している。

取引相手	MAの対象であるデリバティブ資産 (米ドル)	相殺可能なデリバティブ (米ドル)	純額 (米ドル)	受領した担保 (米ドル)	デリバティブ資産純額 (米ドル)
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー	21,289	(21,289)	0	0	0
合計	21,289	(21,289)	0	0	0

取引相手	MAの対象であるデリバティブ負債 (米ドル)	相殺可能なデリバティブ (米ドル)	純額 (米ドル)	差し入れた担保 (米ドル)	デリバティブ負債純額 (米ドル)
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー	79,159	(21,289)	57,870	0	57,870
シティバンク、エヌ・エイ	294,704	0	294,704	0	294,704
合計	373,863	(21,289)	352,574	0	352,574

6. 公正価値の測定

会計基準成文化（以下「A S C」という。）第820号に準拠して、公正価値は、ファンドが測定日における市場参加者間での秩序ある取引における資産の売却に伴って受け取る価格または負債を移転するために支払う価格と定義されている。またA S C第820号は、資産または負債の評価に対するインプットの透明性に基づき、公正価値の測定および公正価値の測定に関する3つのレベルの階層に関する枠組みを確立している。インプットは観察可能または観察不能である場合があり、概して、市場参加者が資産または負債の価格設定を利用するであろう仮定を指す。

観察可能なインプットは、市場参加者がファンドから独立した情報源から入手した市場データに基づいて資産または負債の価格設定に利用する仮定を反映する。観察不能なインプットは、市場参加者が状況に照らして入手できる最善の情報に基づいて、算定される資産または負債の価格設定に利用する仮定についてファンド独自の仮定を反映する。各投資は、評価全体に対する重要性を勘案したインプットの観察可能性に基づき、レベル分類されている。

3つの階層のインプットは以下に要約されている。

- ・ レベル1－同一の投資に対する活発な市場での相場価格。
- ・ レベル2－その他の観察可能で重要なインプット（類似の投資に対する相場価格、金利、期限前償還率、信用リスク等を含む）。投資会社の投資については、レベル2に、ファンドが短期間で買戻すことができる投資会社が含まれている。
- ・ レベル3－観察不能で重要なインプット（投資の公正価値を決定する際のファンド独自の仮定を含む）。投資会社の投資については、レベル3に、ファンドが短期間で買戻すことができない投資会社が含まれている。

ファンドは投資対象ファンドの公正価値を決定するために実務上の手段として純資産価額を利用する。管理会社／投資運用会社は、公正価値の反映がなされていないと考えられる場合、報告される純資産価額を調整する権利を有する。投資対象ファンドの投資評価の固有の不確実性により、見積りの価値は当該投資対象ファンド向けの市場が存在していたならば利用されたであろう価値とは大きく異なる可能性があり、またその差額は重要であるかもしれない。階層内における投資対象ファンドの分類は、報告された純資産価額や流動性の利用可能性に基づいており、管理会社／投資運用会社が認識するポートフォリオに対するリスクとは必ずしも対応していない。

下表は、2015年9月30日現在におけるファンドの投資評価額を公正価値の階層レベル別に要約したものである。

投資有価証券	レベル1	レベル2	レベル3	合計	(米ドル)
A B ケイマン・マスター・トラストーエマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオへの投資	0	61,674,658	0	61,674,658	
投資有価証券合計	0	61,674,658	0	61,674,658	
その他の金融商品* :					
資産					
先渡外国為替契約	0	21,289	0	21,289	
負債					
先渡外国為替契約	0	(373,863)	0	(373,863)	
合計	0	61,322,084	0	61,322,084	

*その他の金融商品は、先物、先渡およびスワップ契約などのデリバティブ商品であり、当該商品に係る未実現評価損益で評価されている。

2015年9月30日に終了した年度において、レベル1、レベル2またはレベル3の間における有価証券の振替はなかった。

ファンドは、当該金融商品が報告期間期首に振替えられたと想定して、公正価値階層のレベル間ににおけるすべての振替を認識している。

管理会社／投資運用会社は、ファンドが保有するすべての有価証券の価格決定および評価を監視するために評価委員会（以下「委員会」という。）を設置した。委員会は、管理会社／投資運用会社が策定し、かつ受託会社が承認した価格決定および評価に関する方針および手続（かかる方針および手続を実行するために、日次基準で採択されたメカニズムおよびプロセスに対する価格決定方針も含む）に従い業務を遂行している。特に、価格決定方針には、有価証券およびその他の商品に関する市場相場の決定方法について記載されている。委員会の責任には、以下が含まれる。1) 公正価値および流動性の決定（公正価値および流動性の決定に対する責任を委任された第三者の監督も含む）、および2) 管理会社／投資運用会社の価格決定、評価に関する方針および手続の定期的なモニタリング、ならびに委員会が適切であると判断する場合のかかる方針および手続に関する修正または強化（またはかかる方針および手続に関する修正の提案）。

委員会はまた、管理会社／投資運用会社の価格決定グループ（以下「価格決定グループ」という。）による価格決定方針の実施と、当該価格決定方針に従って一部の価格決定の機能を果たしている第三者をモニタリングする責任がある。価格決定グループは、かかる第三者を日々監督する責任が

ある。委員会および価格決定グループは、価格の正確性に対して合理的な保証を提供するために以下の様々な活動を行っている。1) 定期的な業者のデュー・デリジェンス会議、業者のメソドロジー／新開発／プロセスに関するレビュー、2) 設定された閾値を超えたすべての有価証券に対して日々行う評価の前日比較、および3) 上級管理職および委員会による、値がつかない／ステール／差異に関する報告書（例外事項を含む）の日々のレビュー。

さらに、価格決定プロセス以外にも、評価上の問題を監視するために利用されている以下の様々なプロセスがある。1) パフォーマンスおよびパフォーマンス帰属報告書は、ベンチマークのパフォーマンスに基づき異常な影響がないか監視されている、および2) ポートフォリオ・マネージャーは（管理会社／投資運用会社の価格を用いて算出された）すべてのポートフォリオのパフォーマンスおよび分析のレビューを行う。

ファンドの投資対象ファンドへの投資は純資産の5%を超えており、ファンドは日次基準で投資対象ファンドから買戻すことができる。2015年9月30日現在、投資対象ファンドには買戻しについての制限はない。さらに、ファンドは投資対象ファンドへの投資を通じて、ファンドの純資産の5%を超えたいかなる有価証券も保有していなかった。投資対象ファンドの投資目的は、主に米ドル建ての新興国市場において発行される債券に投資することにより、値上がり益およびインカムゲインからなるトータル・リターンの最大化を追求することにある。

7. 財務ハイライト

財務ハイライトは、2015年9月30日に終了した年度におけるファンドの財務パフォーマンスを表している。

1口当たりの運用パフォーマンスおよび比率は、それぞれ2015年9月30日に終了した年度における平均受益証券総数および平均純資産に基づき計算される。

受益者のパフォーマンスは、受益証券取引のタイミングや各受益証券クラスの指定通貨に対する固有の通貨管理に基づき変化する可能性がある。トータル・リターンは、期中における受益証券1口当たり純資産価格（分配金の再投資を含む）の変動に基づき計算される。投資リターン合計は、表示通貨の純資産価額に基づいている。

平均純資産に対する運用費用の比率には、投資対象ファンドのいかなる費用も含まれていない。

豪ドル建—豪ドルクラス	
2015年9月30日に終了した年度	
期首純資産価額（米ドル）	8.67
投資運用による収益	
投資純利益	0.31
投資ならびに為替取引に係る実現および未実現純損失	(2.25)
運用による純資産価額の純減少	(1.94)
控除：分配金	
受益者への分配金	(0.71)
期末純資産価額（米ドル）	6.02
トータル・リターン	
表示通貨の純資産価額に基づく投資リターン合計	(4.65)% *
割合／補足データ	
期末純資産（千米ドル）	6,214
平均純資産に占める割合：	
費用	0.97%
投資純利益	4.11%

* 報告通貨に基づくトータル・リターンは(23.60)%である。

**豪ドル建一
ブラジルレアルクラス**

2015年9月30日に終了した年度

期首純資産価額（米ドル）	6.47
投資運用による収益	
投資純利益	0.22
投資ならびに為替取引に係る実現および未実現純損失	(2.41)
運用による純資産価額の純減少	(2.19)
控除：分配金	
受益者への分配金	(0.57)
期末純資産価額（米ドル）	3.71
トータル・リターン	
表示通貨の純資産価額に基づく投資リターン合計	(20.19)% *
割合／補足データ	
期末純資産（千米ドル）	3,808
平均純資産に占める割合：	
費用	0.97%
投資純利益	4.15%

* 報告通貨に基づくトータル・リターンは(36.06)%である。

**円建一
円ヘッジクラス**

2015年9月30日に終了した年度

期首純資産価額（米ドル）	84.16
投資運用による収益	
投資純利益	2.48
投資ならびに為替取引に係る実現および未実現純損失	(15.40)
運用による純資産価額の純減少	(12.92)
控除：分配金	
受益者への分配金	(2.52)
期末純資産価額（米ドル）	68.72
トータル・リターン	
表示通貨の純資産価額に基づく投資リターン合計	(7.61)% *
割合／補足データ	
期末純資産（千米ドル）	13,378
平均純資産に占める割合：	
費用	1.70%
投資純利益	3.26%

* 報告通貨に基づくトータル・リターンは(15.55)%である。

**米ドル建—
ブラジルレアルクラス**

2015年9月30日に終了した年度

期首純資産価額（米ドル）	6.46
投資運用による収益	
投資純利益	0.22
投資ならびに為替取引に係る実現および未実現純損失	(2.38)
運用による純資産価額の純減少	(2.16)
控除：分配金	
受益者への分配金	(0.72)
期末純資産価額（米ドル）	3.58
トータル・リターン	
純資産価額に基づく投資リターン合計	(36.19) %
割合／補足データ	
期末純資産（千米ドル）	26,994
平均純資産に占める割合：	
費用	0.97%
投資純利益	4.13%

**米ドル建—
米ドルクラス**

2015年9月30日に終了した年度

期首純資産価額（米ドル）	10.42
投資運用による収益	
投資純利益	0.41
投資ならびに為替取引に係る実現および未実現純損失	(1.05)
運用による純資産価額の純減少	(0.64)
控除：分配金	
受益者への分配金	(0.48)
期末純資産価額（米ドル）	9.30
トータル・リターン	
純資産価額に基づく投資リターン合計	(6.38) %
割合／補足データ	
期末純資産（千米ドル）	10,694
平均純資産に占める割合：	
費用	0.97%
投資純利益	4.05%

8. ファンドの投資上のリスク

為替リスク

投資対象ファンドの裏付けとなる投資は、ファンドの表示通貨とは異なる1つの、または複数の通貨建てとなっていることがある。このことは、裏付けとなる投資の為替変動が、ファンドの受益証券の純資産価額に対し多大な影響を及ぼすことがあることを意味する。投資対象ファンドにおいて特定の通貨建てにより投資がなされることにより、当該通貨の価値が1つの、または複数の他の通貨に関連して変動するリスクを負う。通貨価値に影響を及ぼし得る要因には、貿易収支、短期金利水準、異なる通貨建ての類似する資産の相対的価値の相違、長期的な投資および投資元本の値上がりの機会ならびに政治的動向が含まれる。投資対象ファンドは、米ドル以外の通貨建て資産の比率については制限されない。

カントリー・リスキー新興国市場

投資対象ファンドは、新興国市場の発行体が発行する証券に投資する。その結果、ポートフォリオは、先進国市場を所在地とする発行体の持分証券のみに投資するポートフォリオより、値動きが大きく、著しく流動性が低くなる可能性がある。新興国市場の発行体が発行する証券に対する投資には、先進国市場の発行体が発行する証券に投資することに通常伴うリスクに加え、以下の重大なリスクが伴う。

- (i) 取引高が少なくまたは取引が生じないことにより、先進国資本市場において同等の発行体が発行する証券に比べて、流動性が失われ、また値動きが大きくなること。
- (ii) 国家政策の不確実性および社会・政治・経済情勢の不安定により、資産収容、没収的課税、高インフレ率または外交関係の悪化等の事態が生じる可能性が増大すること。
- (iii) 為替レートが変動しうること、投資対象に適用される法制度が異なること、および為替管理、保管上の制約その他の法律・規制が存在しましたは今後課せられる可能性があること。
- (iv) 国益に影響を及ぼすものとみなされる発行体または産業に対して課せられる投資上の制限等、投資対象ファンドの投資機会の制約につながる国家政策が実行されうこと。
- (v) 民間・外国投資、および私有財産に係る法整備が欠如しているか、または未整備であること。

新興国市場の発行体への投資に関するその他のリスクには、証券の発行体に関して提供されている公開情報が少ないとこと、決済実務が発展した市場におけるものとは異なるため、遅延が生じる可能性があること、または資産の損失・盗難から投資対象ファンドを完全には保護することができない可能性があること、会社または産業が国有化される可能性があること、収容または没収に係る課税の可能性があること、および外国税が賦課されることが含まれる。また新興国市場の証券への投資は、概して、為替換算費用、一部の新興国市場における高額な仲介手数料および外国保管者における証券の保管費用によって費用が増大することがある。新興国市場の発行体は、発展した市場の企業が依拠すべきものに相当する会計、監査および財務上の報告基準および要件に依拠しないことがある。新興国市場を有する国によっては、かかる報告基準が大幅に異なることがある。その結果として、一部の新興国市場において、従来より発展した市場で用いられる株価収益率等の投資上の測定値は、適用しないことがある。

金利リスク

ファンドの受益証券の価値は、その投資対象の価値とともに変動する。ファンドの確定利付証券に対する投資価値は、一般的な金利水準の変動に応じて変動する。金利低下時は確定利付証券の価

値は一般的に上昇するが、金利の低下が景気後退の前兆とみなされる場合には、ファンドの保有する証券の価値は金利の低下とともに下落することがある。逆に、金利上昇時は確定利付証券の価値は一般的に下落する。満期およびデュレーションが長い確定利付証券は、満期およびデュレーションが短い証券に比べて金利の変動の影響を大きく受ける。

デリバティブ・リスク

ファンドはデリバティブを活用することができる。デリバティブは、その価値が裏付けとなる資産、基準金利または指数の値により決まる、またはそこから生じる金融契約である。管理会社／投資運用会社は、場合によっては、他のリスクを軽減する戦略の一環としてデリバティブを活用することがある。ただし、概して、ファンドまたは投資対象ファンドは、収益を得ること、通貨エクスポートをヘッジすること、利回りを向上させることおよびポートフォリオの分散を図ることを目的として、直接投資としてデリバティブを活用することができる。取引相手方の信用リスク等のその他のリスクに加え、デリバティブは、価格設定や評価が困難であるリスクおよびデリバティブの価値の変動が関連する裏付けとなる資産、レートまたは指数と完全に連動しない可能性があるリスクを伴う。

クラス間債務に係るリスク

ファンドは、特定の受益証券クラスについて、ファンドの基準通貨に対して関連する表示通貨へのエクスポートを軽減するために、先渡為替予約等の通貨デリバティブ取引を行うことができる。ファンドは、通常、先渡為替予約が締結される特定の受益証券クラスに償還を限定することに同意した取引相手との間でのみ先渡為替予約を締結するが、ファンド内の様々な受益証券クラス間において負債が法的には分離されないことから、特定の受益証券クラスについての特定の指定通貨に関する通貨デリバティブ取引は、一定の状況下において、ファンドのその他の受益証券クラスの純資産額に影響を及ぼし得る債務を発生させるというリスクが存在する。かかる場合には、ファンドのその他の受益証券クラスの資産は、当該受益証券クラスが被る債務を補填するために利用されることがある。

市場リスク

市場リスクは、金利および為替レートの動きだけでなく投資ポジションの価格の変動などの市場の変化により、投資ポジションの価値が変化する可能性である。市場リスクは、裏付けとなる金融商品が取引される市場の変動性および流動性により直接影響を受ける。投資対象ファンドは、エクスポートの分散、持ち高における制限の設定、関連する証券またはデリバティブ金融商品のヘッジなどを通じて、様々な方法で市場リスクを管理するよう努めている。市場リスクの管理能力は、投資ポジションおよびかかる投資ポジションをヘッジするために利用された商品との間の流動性、関連価格、変動性および相関関係の変化により制約される可能性がある。

信用リスク

信用リスクは、取引相手方が契約義務を履行できなくなる、または担保価値が適切でなくなるリスクである。ファンドおよび投資対象ファンドは、取引相手方の信用エクスポートや信用価値をモニタリングすることにより、信用リスクを最小限に抑えるよう努めている。

オフバランスシート・リスク

ファンドおよび投資対象ファンドは、オフバランスシート・リスクを示す可能性のある投資取引の契約を締結することができる。オフバランスシート・リスクは、特定の投資に係る最大の潜在的損失が、資産負債計算書に反映された当該投資の価値より大きい場合に存在する。オフバランスシート・リスクは、一般的にデリバティブ金融商品の活用から発生する。

9. 新しい会計基準

2015年5月に、米国財務会計基準審議会は、会計基準アップデート（以下「ASU」という。）ASU第2015-07号を公表した。これは、1口当たり純資産価格による実務上の簡便法を用いて公正価値が測定されるすべての投資を公正価値階層の中で区分することを求める要求事項を削除するものである。ASUは2015年12月15日より後に開始する年度および当該年度内の期中期間から適用される。マネジメントは現時点において、これらの変更が本財務書類に与える影響を評価している。

10. 後発事象

マネジメントは、財務書類の発行準備が整った日である2016年1月4日までのファンドの財務書類における後発事象の存在の可能性を評価した。

2015年10月1日から2016年1月4日までの間、ファンドは受益証券発行に関して10,289米ドルを受領し、受益証券買戻に関して7,121,366米ドルを支払い、総額1,833,662米ドルの分配金を支払った。

③ 投資有価証券明細表等

ファンドは、資産の大部分を投資対象ファンドに投資しています。「資産負債計算書」をご参照ください。

IV. お知らせ

●運用報告書（全体版）について電磁的方法により提供するための所要の信託証書変更を行いました。
(変更適用日：2015年12月18日)

●2016年4月1日付で、代行協会員は、アライアンス・バーンスタイン証券会社 東京支店からアライアンス・バーンスタイン株式会社に変更されました。